

違反広告をなくして美しいまちへ

知っていますか 屋外広告物のルール

屋外広告物は正しく管理しないと、飛ばされたり倒れたりして、歩行者や車にぶつかってしまう危険があります。また、屋外広告物が無秩序に掲示されると、美しい景観を損なってしまいます。

歩行者などの安全を確保し、良好な景観を守るため、屋外広告物はルールを守って掲示してください。

屋外広告物とは

屋外広告物にあたるのは、立看板やはり紙、広告塔、壁面広告、アドバルーンなど。屋外で一定期間多くの人の目に触れるように掲示されたものが対象です。

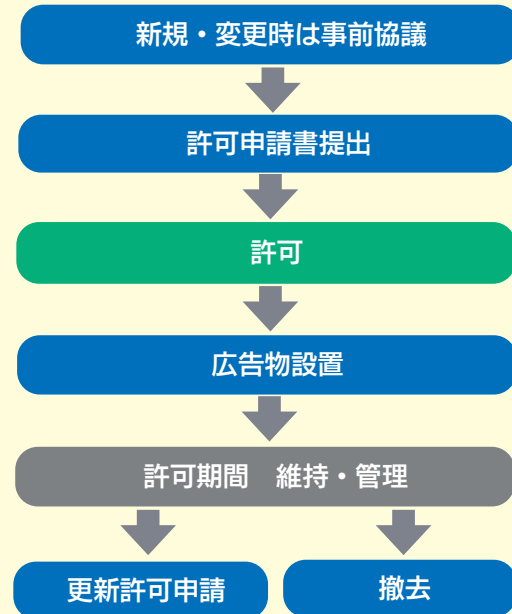
掲示するには許可が必要

市は屋外広告物を正しく表示するルールとして昨年10月1日に「柳川市屋外広告物条例」を施行しました。屋外広告物を掲示するときや変更、更新するときは市



柳川庁舎付近の屋外広告物

屋外広告物掲示の流れ



へ申請して、許可を受けることが必要です。表示面積などにより適用が除外される場合もあります。詳しくは、市公式サイトで確認するか市都市計画課まで問い合わせてください。

【問】同課都市計画係（☎ 77・8552）

もしものときに備えて緊急連絡先を登録しませんか

ひとり暮らしの人や健康に不安のある人はぜひ登録を

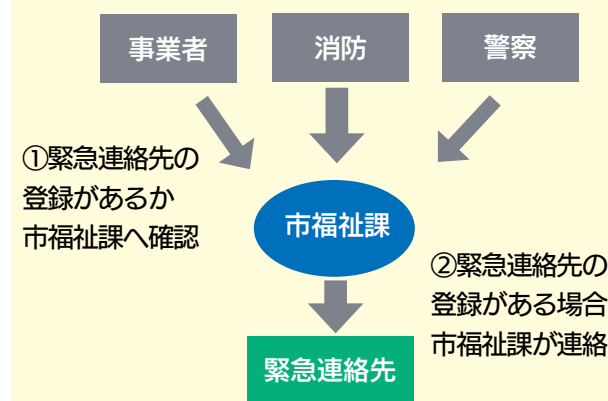
「急病で救急搬送された」「ひとり暮らしの高齢者を訪問したが応答がない」などの緊急時に、行政が連絡する「緊急連絡先」に親族などを登録しませんか。ひとり暮らしの人や健康に不安がある人は、ぜひ登録をお願いします。

●登録方法 申請者本人か親族が登録申請書に記入し市福祉課へ提出
※緊急連絡先の情報は緊急時の連絡以外には使用しません。

●活用方法の例 ▷急病で救急搬送されたが親族に連絡がとれない＝①消防が福祉課へ確認②福祉課が緊急連絡先へ連絡
▷配食サービス事業者が訪問したが応答がない＝①事業者が福祉課へ確認②福祉課が緊急連絡先へ連絡



●「緊急連絡先」の活用イメージ



▷ひとり暮らしの高齢者が自宅で死亡＝①警察が福祉課へ確認②福祉課が緊急連絡先へ連絡

【問】同課高齢者福祉係（☎ 77・8516）

掘割を大切に 9月10日は下水道の日

下水道を利用できる区域の家庭は早期工事にご協力を

市の掘割は歴史的財産です。また、快適で潤いのある生活のために、とても大切なものです。市は、掘割の水環境の保全と、快適で衛生的な生活のため、公共下水道の整備を進めています。

市は、下水道整備の大切さをPRするため、下水道の日である9月10日（火）の午後2時からゆめモール柳川で啓発グッズを配布します。

●排水設備の早期工事にご協力を

下水道を利用できる区域の家庭は、利用できるようになってから3年以内に、下水道へ接続することが法律で義務付けられています。まだ未接続の家庭は、できる限り速やかに接続をお願いします。また、受益者負担金は、決められた期限内の納付にご協力ください。

【問】市上下水道課庶務経理係（☎ 77・8585）



昨年度、西鉄柳川駅で実施した啓発グッズ配布

年金コーナー

年金に加えて生活を支援「年金生活者支援給付金」

年金生活者支援給付金は、公的年金の収入などが一定基準額以下の受給者を支援するために、年金に上乗せして給付金を支給する制度です。受け取るには請求書の提出が必要です。

●対象

次の①か②に該当する人

① 65歳以上で老齢基礎年金を受給している人のうち、次の要件を全て満たす人

▷請求する人の世帯全員の市民税が非課税

▷請求する人の年金収入額とその他の所得額の合計が昭和31年4月1日以前生まれの場合88万7700円以下、昭和31年4月2日以降生まれの場合88万9300円以下

②障害基礎年金や遺族基礎年金を受給している人のうち、前年の所得額が472万1000円以下

●手続き方法
▷すでに年金を受給している人＝日本年金機構が9月にお知らせを送付するので同封のはがきに必

要事項を記入して郵送

※来年1月6日までに請求手続きが完了すると、今年の10月分からさかのぼって給付金を受け取ることができます。

▷これから年金を受給し始める人＝年金の請求手続きと併せて年金事務所か市健康づくり課で給付金の請求手続きが必要

※手続きができるのは、65歳になる誕生日の前日からです。

●手続き後の流れ

①審査結果の通知が日本年金機構から到着

②支払い月の月上旬に日本年金機構から振込通知書が到着

③原則、請求した翌月分から支給され、年金と同じ偶数月の同じ日に給付金として振り込み

【問】大牟田年金事務所（☎ 52・5294）、年金生活者給付金専用ダイヤル（☎ 0570・05・4092）、市健康づくり課医療年金係（☎ 77・8503）